

秋田県特別職報酬等審議会 議事要旨

日時：令和7年11月18日（火）13:00～13:50

場所：秋田県議会棟 2階「特別会議室」

（事務局から諮問書、資料に基づき説明し、その後、質疑を経て、各委員が意見を発言）

（質疑）

種村委員

給料月額は上がるが退職手当が下がるためトータルではマイナスになる、という説明があったが、知事を一人の働く方だと見ると、かなりの不利益変更になると思った。

佐竹前知事は、退職手当のマイナス15パーセントを公約として知事選を戦われ、実際に減額が行われたとのことだったが、これについて2点確認したい。

1点目は、マイナス15パーセントを適用した後の34,557,600円という金額だと、全国順位は4位から何位くらいまで下がるのか。

2点目は、鈴木知事も知事選において臨時減額を公約としていたか。

人事課長

佐竹前知事は、退職手当の15パーセント減額の他に、期末手当等も減額するという公約を掲げていた。減額率を15パーセントとした根拠として、当時の全国平均並みの金額にするという意向が働いたものと認識している。

種村委員

だいたい20番台くらいだったか。

人事課長

そのとおりである。

鈴木知事については、公約としてあったわけではないが、当選後、様々な県の課題を解決し成果を出してから給料月額を条例本則の額に戻したい、という意向であったため、本年5月の県議会において条例を改正し、現在、給料月額・期末手当について臨時減額している状況である。

お諮りしている条例本則の金額については、臨時減額とは別に、特別職として本来いくらが妥当かという観点で御議論いただきたく諮問したものであるが、現在臨時減額をしていることとの整合等については、答申を頂いた後、別途、知事が判断されるものと考えている。

中川委員

「財政力指数が類似する他の都道府県特別職の報酬との均衡」を根拠に改定額を算定したことは合理的な考え方だと思う。秋田県は財政力指数Dグループの最下位とのことで、状況によってはEグループになる可能性もあると思うが、例えばEグループの知事の給料月額ではどれくらいの平均値になるのか。また、今後、Eグループになる可能性はどれくらいあるのか。

人事課長	<p>今回お示しした財政力指数は、令和5年度の実績を基にしたものであり、令和6年度実績に基づく財政力指数については令和8年3月に公表される予定であるが、3か年の平均で算出していることもあり、次回Eグループになる可能性は低いと見込んでいる。過去10年程、ずっとDグループに属していることもあり、すぐにEグループになる状況ではないと考えている。</p> <p>また、Eグループには3県が属し、平均すると約1,233,000円となっており、仮にEグループを含めて比較した場合でも、今回の増額幅は妥当な水準であると認識している。</p>
阿部委員	<p>退職手当の支給割合について、平成19年に改定した際は全国平均に合わせたとのことだが、平成19年当時は、知事の退職手当額は全国平均値くらいだったと理解してよいか。また、現在、退職手当額が全国4位まで上がっているということは、その後、他県の知事の退職手当額ないし支給割合が下がったということか。</p>
人事課長	<p>平成19年に支給割合を改定した際は全国平均を参考にしたものであるが、計算上、給料月額によっても支給額が変わるために、同じ支給割合でも、支給額の順位は異なる。</p> <p>平成19年以降、他県は支給割合を下げてきており、その背景として、一般職の退職手当が民間と比較して高いのではないかという指摘を受け、平成25年頃から一人当たり約400万円下げる改正がなされたことがある。この間、当県の特別職の退職手当については、本則を改定せず、臨時減額で対応し今に至っているため、結果的に本則上の額としては、上位に位置している。</p>
辻会長	他に質疑が無ければ、各委員の御意見を伺うこととしたい。
	(意見)
阿部委員	<p>説明を伺い、合理的な判断での金額設定かと思う。ただし、現状、臨時減額をされているので、その点は知事の御判断になろうかと思うが、今回の改定を踏まえて今後どのようにしていくのか。何をもって臨時減額を解除するのか、タイミングがすごく難しいだろう。知事は、かなり御苦労・御尽力されていると思うが、人口が減少傾向にある中で財政基盤が上がるという理屈は難しい。今後、臨時減額をどのようなタイミングで解除していくのか、この場で議論することではないことは承知しつつ、知事以外の特別職は臨時減額していないこともあります、知事がどのような判断をされるのか、やや悩ましいと思ったところである。</p>
小松委員	<p>提示された改定額について妥当だと思う。ただし、臨時減額については、何か特別な事情があったときに行われることであり、改めるべきではないかと思われるため、タイミングについては色々あるかと思うが、その方向で検討いただきたいと考えている。</p>
嵯峨委員	<p>今回の案に関しては妥当と考えている。臨時減額については、知事が決めることであり、委員が申すことではないかもしないが、一旦白紙に戻していただき、今回の案の内容で続けていただくことが、全国的に見ても一番良いのではないかと思う。</p>

種村委員

結論においては、事務局が提案された、給料及び報酬の月額を上げ、一方で知事・副知事の退職手当の支給割合を下げるについて致し方ないかと思うが、やや懸念や留保条件を示させていただきたい。

我々の組織として、物価も徐々に上がっていくが賃金もしっかりと上げていくような経済状態を目指している。その中で、知事の例では、給料月額の増額と退職手当の減額を差し引くと、4年間の任期中総額では約600万円の減額となる提案内容である。年金制度などもあるかとは思うが、トータルの所得を考えたとき、約600万円のマイナスというものは大きいものであるということを申し上げておきたい。不利益変更であり、提案を見たときに、ここまで下げるのかと思ったところ。一般論として、最近は年功序列が崩れ、若い世代では転職をすることが当たり前となり、退職金を削って給料に充てる企業が見られ始めているが、これは早めの転職を見据えた動きである。どこを基準とするか、様々な考え方があろうかと思うが、基本として、特別職について、優遇すべきはないのはもちろんだが、不当に扱うべきではない、ということを一点目として申し上げておきたい。

二点目として、国家公務員の指定職等との比較があったが、本年3月に人事院の有識者会議である人事行政諮問会議の答申があり、官民の給与比較として比較対象の企業規模を拡大すべき、優秀な人材を「官」に集めなければならない、などの内容だった。これについて私は正しいと考えており、秋田県を引っ張る県職員、その先頭に立つ知事・副知事にも該当すると思う。今回は財政力指数が類似する他県や国家公務員の指定職等との比較だったが、比較の対象はそれだけではない、ということも申し上げておきたい。

また、この審議会自体、開催が非常に久しぶりということであった。かつてのように2年に一度開催する必要までは無いと思うが、我々の組織として緩やかな物価上昇を目指していることもあり、できれば3年に一回程度開催するなど、例えば、知事の任期始め等に、その時の情勢を踏まえ、特に給料月額については是非見直しをされると良いのではないかと思う。見直しの際には、様々な比較項目があるかと思うが、給料が全体的に上がっていく中では、その流れに合わせていくべきでないかと考えている。いくつか留保条件を申し上げたが、結論としては、事務局提案に賛成する。

土田委員

過去の経緯や他県の状況、経済情勢などを踏まえた提案内容について、基本的には合理的と思われるため、特段異議は無い。

中川委員

提案された考え方、根拠について合理的なものであると考えており異議は無い。

ただ、退職手当について、長期にわたり改定してこなかった背景に、臨時減額をしていて実質的に変わらないからよいのではないかという考え方があったのかもしれないが、制度に反映していないという意味では不安定なものだと思う。制度として安定的に設定すべきものと思うので、今回改定した後は、退職手当についても、給料月額ほど頻繁でないにしても、定期的に見直すべきではないかと考えている。

山野内委員

臨時減額については、これまで発言された委員と同じ考えである。

私も、物価高の中で、役員報酬や従業員の給料を考える際、それに見合った給料を、

ということを真っ先に考えている。また、特別職は大変な要職の方々であり、上げすぎる必要はないと思うが、相応の改定は必要であり、このような審議を定期的に重ねていただければと思う。

吉田委員

私たち県民のために一生懸命頑張っていらっしゃる知事である。東北6県であまり差の無いような改定額であれば賛成である。皆様の御意見を聞き、妥当な金額と思っている。

辻会長

私自身も諮問内容について妥当であるとは思う。ただ、臨時減額について、期間が長すぎて、これが本流になってしまっている。何か劇的なことが起これば臨時減額ということもあり得ると思うが、常時減額になっているように見受けられるため、訂正された方がよいのではないか。私ども商工会議所でも「成長と分配の好循環」の実現を掲げており、これは「民」も「官」も同じだと感じている。あまりにも低水準に抑えてしまうと、優秀な人材がいなくなってしまうことも懸念され、もう少し希望の持てる内容を事務局の方でも検討いただきたい。ただ、今回の案については賛成である。

辻会長

他に御意見等無ければ、審議も尽くされたようなので、諮問に対する本審議会としての答申内容を決定したい。

大方の御意見は諮問案の内容に添う内容であったので、当審議会としては、諮問の内容を妥当なものとして答申することとしてよろしいか。

(異議無し)

辻会長

御異議が無いようなので、諮問の内容を妥当なものとして答申することとする。

答申書に記載する具体的な文案については、この後、私の責任において推敲し、後日、県へお渡しすることとしたい。その処理について、私に一任いただけないか。

(異議無し)

辻会長

それでは、そのように取り図ることとする。

以上で、審議を終了する。